解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月一日開催の理事会において解散を決議したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

新潟県上越市木田一丁目一番三号

財団法人春日山史蹟保存会

代表清算人　村山　秀幸

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

新潟県三島郡出雲崎町大字米田一番地

財団法人良寛記念館

代表清算人　高居　覺阿

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月三十日開催の社員総会の決議により、平成二十四年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

京都市下京区油小路通花屋町上る西若松町二五一番地

社団法人京都珠算連盟

清算人　高木　利之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月一日存立期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

和歌山県田辺市本宮町伏拝二二五番地

財団法人伏拝保郷会

代表清算人　松本　平男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月一日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

奈良県吉野郡吉野町大字佐々羅二一番地

財団法人佐々羅育英会

代表清算人　藤門　勉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号

社団法人日本絹業協会

代表清算人　髙木　賢

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

三重県津市神戸七三九番地

清算法人津中部土地改良区

代表清算人　松田　茂

解散公告（第二回）

辻土地改良区は、平成二十四年十一月六日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

兵庫県豊岡市辻八五番地

清算法人辻土地改良区

清算人代表　岡谷　邦人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

秋田県秋田市山王七丁目九番四二号

社団法人秋田県テレビジョン放送中継施設整備協会

清算人　菅原　紀敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

群馬県藤岡市藤岡三一四番地

財団法人多野しんきん育英会

代表清算人　中島　俊彦

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第三十条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十四年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

富山市中野新町二丁目二番一一号

財団法人日蓮宗信教会

代表清算人　池内　義晴

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月十五日理事会及び総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

岐阜市則松五丁目二六七番地二

社団法人網代社会教育振興会

代表清算人　後藤　幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月十六日開催の臨時総会の決議を経て、平成二十四年十一月二十一日付け東海総合通信局長及び三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

三重県津市渋見町小谷六九三番地の一

社団法人三重県情報通信基盤整備協会

清算人　服部　英彰

清算人　中川　裕

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

京都市右京区嵯峨朝日町二三番地車折神社内

財団法人車軒文庫

代表清算人　髙田　亘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

奈良県吉野郡東吉野村大字鷲家八四番地

財団法人鷲家区自治会

代表清算人　古岡　章

第８期決算公告　平成24年11月27日

さいたま市大宮区高鼻町１丁目25番地１

共栄建設株式会社

代表取締役　相馬　憲生

貸借対照表の要旨（平成24年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	731,565
	固定資産	21,541
	有形固定資産	1,827
	無形固定資産	3,894
	投資その他の資産	15,819
	合計	753,106
負債及び純資産の部	流動負債	539,150
	固定負債	147,176
	株主資本	66,779
	資本金	40,000
	利益剰余金	26,779
	その他利益剰余金	26,779
	（うち当期純利益）	(8,791)
	合計	753,106